地下水の採取等に関する指導要綱手続き
フローチャート（新規設置）

設置する揚水設備に
動力を伴う揚水機（ポンプ）
が付いている

NO → 届出不要

YES ↓

設置する揚水機の
吐出口断面積が
14 ㎠を超える

NO → 既設の揚水機の吐出口断面積と
新たに設置する揚水機の吐出口
断面積の合計が 14 ㎠を超える

NO → 届出不要

YES ↓

YES → 新たに設置する揚水設備
から３００m以内に
使用している井戸等がない

NO → 井戸所有者との
協定等の締結

YES ↓

揚水設備設置届出
工事着工 30 日前までに提出

必要書類

① 揚水設備設置届出書【様式第１号】
② 揚水設備仕様書【様式第２号】
③ 揚水設備計画書【様式第３号】
④ 揚水設備の設置場所を示す案内図
⑤ 揚水設備と水量測定器の配置図・配管図
⑥ 揚水設備の種類、構造等が分かる書類
⑦ 水量測定器の種類、構造が分かる書類
⑧ 揚水設備の設置工事工程表
※協定等が必要な場合は協定書等の写し

↓

揚水設備工事完了届出
工事完了 30 日以内に提出

必要書類

① 揚水設備工事完了届出書【様式第５号】
② 揚水設備仕様書 【様式第２号】
③ 揚水設備計画書 【様式第３号】
④ 揚水設備と水量測定器の配置図・配管図
⑤ 揚水設備の種類、構造等が分かる書類
⑥ 地質柱状図
⑦ 電気検層図
⑧ 揚水試験表
⑨ 水質試験表
⑩ 工事写真
※②③④⑤は当初の届出と変更があった場合のみ提出

↓

地下水採取開始

↓

毎年地下水採取量を報告
翌年の１月末までに（1 月～12 月分）を報告